

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、高松港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和7年3月28日

高松港港湾管理者 香川県

代表者 香川県知事 池 田 豊 人

1 港湾計画の変更の概要

令和5年6月9日香川県公告（高松港港湾計画の変更の概要）によりその概要を公示した高松港港湾計画について、2030年代後半における取扱貨物量を1,500万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

（1）公共埠頭計画（変更）

ア 外内貿コンテナ埠頭計画

地 区 名	港 湾 施 設（諸 元）
朝 日	岸壁（水深14メートル、1バース、延長330メートル）
	岸壁（水深10メートル、1バース、延長200メートル）
	埠頭用地（9ヘクタール）

イ 外貿埠頭計画

地 区 名	港 湾 施 設（諸 元）
朝 日	岸壁（水深12メートル、1バース、延長270メートル）

（2）水域施設計画（変更）

ア 航路

地 区 名	港 湾 施 設（諸 元）
朝 日	朝日西航路（水深14メートル、幅員270メートル）

イ 泊地

地 区 名	港 湾 施 設（諸 元）
朝 日	泊地（水深14メートル、面積1ヘクタール）
	泊地（水深12メートル、面積1ヘクタール）

ウ 航路・泊地

地 区 名	港 湾 施 設（諸 元）
朝 日	航路・泊地（水深14メートル、面積38ヘクタール）
	航路・泊地（水深12メートル、面積2ヘクタール）

（3）外郭施設計画（変更）

地 区 名	港 湾 施 設（諸 元）
朝 日	防波堤（延長860メートル）

（4）土地造成計画及び土地利用計画（変更）

ア 土地造成計画

地 区 名	面 積（ヘクタール）	用 途
朝 日	2	埠頭用地
弦 打	6	港湾関連用地
	16	工業用地

イ 土地利用計画

地 区 名	面 積 (ヘクタール)	用 途
朝 日	34	埠頭用地
	65	港湾関連用地
	71	工業用地
弦 打	6	港湾関連用地
	29	工業用地

(5) その他重要事項(変更)

ア 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地 区 名	港 湾 施 設 (諸 元)
朝 日	岸壁(水深14メートル、1バース)
	岸壁(水深12メートル、1バース)
	航路(水深14メートル)
	泊地(水深14メートル)
	泊地(水深12メートル)
	航路・泊地(水深14メートル)
	航路・泊地(水深12メートル)
	防波堤(延長860メートル)

イ 大規模地震対策施設計画

(ア) 緊急物資等輸送の拠点として機能するために必要な施設

地 区 名	港 湾 施 設 (諸 元)
朝 日	岸壁(水深12メートル、1バース、延長270メートル)

(イ) 緊急物資等輸送及び幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

地 区 名	港 湾 施 設 (諸 元)
朝 日	岸壁(水深7.5メートル、1バース、延長200メートル)

(ウ) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

地 区 名	港 湾 施 設 (諸 元)
朝 日	岸壁(水深14メートル、1バース、延長330メートル)
玉 藻	岸壁(水深7.5メートル、1バース、延長180メートル)
	岸壁(水深6メートル、1バース、延長150メートル)

2 港湾計画の縦覧の場所

高松市番町四丁目1番10号 香川県土木部港湾課